

事務連絡
平成30年10月23日

各 { 都道府県知事
市 長
特別区 区長 } 殿

各厚生労働大臣認可 { 水道事業者
水道用水供給事業者 } 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

学校教育法の一部を改正する法律等の施行及び技術士第二次試験の選択科目の
見直しについて（情報提供）

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号。以下「学校教育法改正法」という。）、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年政令第232号、以下「整備政令」という。）及び学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（平成30年厚生労働省令第15号、以下「整備省令」という。）の施行については、別途大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知（平成30年生食発1023第1号）により通知されたところです。

また、技術士法施行規則の一部を改正する省令が平成29年12月28日に公布され、平成31年度4月1日より施行されることとされております。今般の改正においては、現在の技術士第二次試験の専門科目について、現在20部門96科目のところ、20部門69科目に大きくくり化することとされ、上下水道部門についても選択科目の「水道環境」が「上水道及び工業用水道」に統合されることとされております。これを踏まえ、現在、水道課においては、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第9条に規定する布設工事監督者の資格要件について所用の改正を行うよう、準備を進めております。今後、当該改正を行った上で改め

て通知をさせていただきます。

これらについては、水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者が地方公共団体である場合には、当該事業者又は設置者は条例を改正する必要性が生ずることが考えられますため、条例改正例を参考にいただきつつ、遺漏なきよう、適切に対応をいただきますよう、お願いいたします。

【別添1】学校教育法改正法等の施行及び技術士第二次試験の選択科目の見直しへの条例の対応例

改正例	現行(例)
<p>〇〇市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例</p> <p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第1条 水道法(昭和32年法律第177号)第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>〇〇市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例</p> <p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第1条 水道法(昭和32年法律第177号)第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>

(6) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号に規定する卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第2条 水道法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事し

(6) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号に規定する卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。)であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第2条 水道法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

<p>た経験を有する者</p> <p>(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号に規定する登録講習の課程を修了した者</p>	<p>(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号に規定する登録講習の課程を修了した者</p>
--	---

【別添 2】学校教育法改正法関係

(学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う水道法の一部改正)

改正後	改正前
<p>別表第一（第二十条の四関係）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、生物学若しくは工業化学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、二年以上水質検査の実務に従事した経験を有する者であること。</u></p> <p>三 （略）</p> <p>四 （略）</p>	<p>別表第一（第二十条の四関係）</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上水質検査の実務に従事した経験を有する者であること。</p> <p>二 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、生物学若しくは工業化学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、二年以上水質検査の実務に従事した経験を有する者であること。</p> <p>三 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第三条の規定による臨床検査技師の免許を有する者であつて、一年以上水質検査の実務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>

(学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う水道法施行令の一部改正)

改正後	改正前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)</u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後<u>(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)</u>、五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>四～六 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第四条 法第十二条第二項(法第三十一条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>四～六 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第四条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後<u>(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)</u>、同項第一号に規定する学校を卒業した者については四年以上、同項第三号に規定する学校を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第六条 法第十九条第三項(法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第四条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第一号に規定する学校を卒業した者については四年以上、同項第三号に規定する学校を卒業した者については六年以上、同項第四号に規定する学校を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p>

(学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う水道法施行規則の一部改正)

改正後	改正前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第九条 令第四条第一項第六号の規定により同項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>一 令第四条第一項第一号又は第二号の卒業者であつて、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に<u>基づく</u>大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同項第一号の卒業者にあつては一年(簡易水道の場合は、六箇月)以上、同項第二号の卒業者にあつては二年(簡易水道の場合は、一年)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第九条 令第四条第一項第六号の規定により同項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>一 令第四条第一項第一号又は第二号の卒業者であつて、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に<u>よる</u>大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同項第一号の卒業者にあつては一年(簡易水道の場合は、六箇月)以上、同項第二号の卒業者にあつては二年(簡易水道の場合は、一年)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>二・三 (略)</p>
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第十四条 令第六条第一項第四号の規定により同項第二号及び第三号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>一 令第四条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて<u>卒業した(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号及び第四十条第二号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)</u>後、同項第一号に規定する学校の卒業者については五年(簡易水道及び一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道(以下この号及び次号において「簡易水道等」という。)の場合は、二年六箇月)以上、同項第三号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については七年(簡易水道等の場合は、三年六箇月)以上、同項第四号に規定する学校の卒業者については九年(簡</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第十四条 令第六条第一項第四号の規定により同項第二号及び第三号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>一 令第四条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて<u>卒業した後</u>、同項第一号に規定する学校の卒業者については五年(簡易水道及び一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道(以下この号及び次号において「簡易水道等」という。)の場合は、二年六箇月)以上、同項第三号に規定する学校の<u>卒業者</u>については七年(簡易水道等の場合は、三年六箇月)以上、同項第四号に規定する学校の卒業者については九年(簡易水道等の場合は、四年六箇月)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>

<p>易水道等の場合は、四年六箇月)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(試験委員の要件)</p> <p>第四十条 法第二十五条の十六第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>一 <u>学校教育法</u>に基づく大学若しくは高等専門学校において水道に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者</p> <p>二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)で、その後十年以上国、地方公共団体、一般社団法人又は一般財団法人その他これらに準ずるものの研究機関において水道に関する研究の業務に従事した経験を有するもの</p> <p>三 (略)</p>	<p>二・三 (略)</p> <p>(試験委員の要件)</p> <p>第四十条 法第二十五条の十六第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>一 <u>学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)</u>に基づく大学若しくは高等専門学校において水道に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者</p> <p>二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上国、地方公共団体、一般社団法人又は一般財団法人その他これらに準ずるものの研究機関において水道に関する研究の業務に従事した経験を有するもの</p> <p>三 (略)</p>
---	--